

第75号議案

令和6年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度南魚沼市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和6年度南魚沼市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文なお書き中「53,200千円」を「54,600千円」に改める。

（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「881,123千円」を「871,623千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	2,149,548千円	9,500千円	2,159,048千円
第1項 企 業 債	1,545,500千円	9,500千円	1,555,000千円
（補正しない項の額）	604,048千円	0千円	604,048千円

（企業債の補正）

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

（補正前）

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	413,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金、地方公共団 体金融機構資金	借入れの年から据 置期間を含み40年 以内に償還するも のとする。 その他借入先の融 資条件に従う。
資 本 費 平 準 化 債	792,900			

借 換 債	339,000	及び民間等資金 について、利率 の見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	ただし、据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借り換えすること ができる。
未利用利子	53,200		

(補正後)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
資 本 費 平 準 化 債	802,400			
借 換 債	変更なし			
未利用利子	54,600			

令和6年9月2日提出

南魚沼市長 林 茂 男